

2012 年5 月10 日

各 位

会社名 ダイキン工業株式会社
代表者名 取締役社長兼ＣＯＯ 十河 政則
(コード番号：６３６７)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室長
常務執行役員 岡野 進
(TEL. 06-6373-4320)

ＤＳＲポリシー更新のお知らせ ～株主のみなさまへの情報開示に関する対応について～

当社は、2015年度を目標年度とする戦略経営計画「FUSION15（フュージョン・フィフティーン）」を策定し、2011年6月15日に公表いたしました。時代の変化を的確にとらえて成長の原動力としたうえで、企業価値の最大化、ひいては株主のみなさまの利益を一層向上させるため、当社グループの総力を挙げて計画実現に取り組んでおります。

また、当社は、株主のみなさまへの情報開示に関する対応方針として、「ＤＳＲポリシー（DAIKIN Shareholder Relationship Policy）（2006 年5 月10 日策定）」（以下「ＤＳＲポリシー」といいます。）を策定しております。これは、当社株式を大量買付する者が現れた場合において、株主のみなさまに十分な情報提供を行うことを目的として当社独自の対応方針を定めたものです。新株予約権や新株の割当てを用いた対抗策は想定しておらず、当社から独立した第三者メンバーで構成された独立委員会が、買付者に対して買付目的や経営方針などの情報提供を求め、内容を十分に検討した上で、一定期間内に株主のみなさまに意見を表明いたします。株主のみなさまは、独立委員会が表明した意見を参考にしながら、それぞれご判断いただくことができる内容になっております。

当社は、この対応方針の在り方について、一定期間ごとに見直しておりますが、昨今の市場環境を鑑みると、ＤＳＲポリシーを保持することは重要であると考えております。このような理由から、当社は、2012 年5 月10 日開催の取締役会において、ＤＳＲポリシーの更新について決定いたしました。

当社は、2015年度を目標年度とする戦略経営計画「FUSION15」のもとで、強固な経営基盤を構築しつつ、海外事業の展開や環境技術の革新を進め、卓越した競争力を保持して、企業価値向上に努めてまいります。株主のみなさまにおかれましては、より一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

※ 戦略経営計画「FUSION15」の概要は、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。

(URL) <http://www.daikin.co.jp/investor/fusion.html>

〔現方針からの見直しの概要〕

D S Rポリシーの更新にあたり、ルール適用に関する明確性および透明性を高める観点から、下記3点について修正いたします。

1. 独立委員会による買付内容等に関する情報提供を要請する期間は、現方針では明記されておりましたが、新たに最長60 日間と設定し、明記しております。これにより、D S Rポリシーで定めるルールの適用対象となる買付行為または提案行為から、独立委員会による意見表明までは、最長150日間（独立委員会による検討期間を最大限延長した場合）となります。
 2. 本必要情報（別紙②を参照）から、下記要件を除いております。
 - ・ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報
 3. 不適切な買付等の要件（別紙③を参照）から、下記要件を除いております。
 - ・ 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために、合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
 - ・ 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために、合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付である場合
- また、下記要件については、対象範囲を明確にすることを目的として、見直しを行いました。
- ・ 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含みます。）が当社の企業価値および株主共同の利益に鑑み不十分または不適切な買付等である場合

大量買付行為についての評価の客観性・透明性を確保する取り組み

(a) 手続の概要

当社は、当社株式に対する大量買付行為が行われるに際して、これに先立ち、独立性の高い当社社外取締役等からなる独立委員会が、情報収集、その検討および株主に対する意思表示を行うことが適切であると判断し、そのための手続（以下「DSRルール」といいます。）を設定しております。

(b) 手続の内容

(i) DSRルールの適用対象

DSRルールは、以下①または②に該当する当社株券等の買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（以下、あわせて「買付等」といいます。）がなされる場合に適用されます。①または②に該当する買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、あらかじめDSRルールに従っていただくこととします。

記

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

¹金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

²金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

³金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。

⁴金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。②において同じとします。

⁵金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。

⁶金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

⁷金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。

(ii) 独立委員会

当社は、DSRルールに従った手続の進行にあたり買付者がDSRポリシーに照らして不適切な者でないか否かを客観的に判断するための組織として、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役等で構成される独立委員会を設置します。独立委員会は、買付者等に対する事前の情報提供の要求、買付等の内容の検討・判断、買付等に対する意見の表明等を行うことを予定しており、これにより当社大量買付行為に関する手続の客観性・合理性・透明性を高めることを目的としています。DSRルールの運用を担う独立委員会の詳細（独立委員会規則の概要および独立委員会委員のご紹介）については、別紙①をご参照ください。独立委員会は、上記（i）に定める買付等が判明した後、速やかに招集されるものとします。

(iii) DSRルールの内容

ア 必要情報の提供

独立委員会は、当社取締役会の同意を得ることなく上記(i)に定める買付等を行う買付者等に対し、買付等の実行に先立ち、当社に対して、別紙②に定める、当該買付等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提出していただくよう要請します。独立委員会は、合理的な範囲で期限を定めて追加的に情報提供を求めますが、DSRルールの適用対象となる当社株券等の買付、もしくはこれに類似する行為またはその提案があった日から起算して、最長60日間を超えないものとします。

イ 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

独立委員会は、買付者等から本必要情報がすべて提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見（これを留保する旨の意見を含むものとします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提示するよう要求することができます。また、独立委員会は、適宜必要と判断した場合には、当社の従業員、労働組合、取引先、顧客等の利害関係者に対しても、意見を求めます。

独立委員会は、買付者等および（当社取締役会に対して上記のとおり情報の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報を受領してから最長60日間が経過するまでの間（ただし、独立委員会は、下記ウに記載するところに従い、これらの期間を最長30日間延長することができるものとします。以下「検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

独立委員会の判断が、企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。また、独立委員会は、買付者等から本必要情報が提出された事実、および、本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で、株主のみなさまに対する情報開示を行います。

ウ 独立委員会による意見等の開示

独立委員会は、上記イの検討期間を経たうえ、買付者等による買付等が、別紙③記載の不適切な買付等に係る要件のいずれかに該当するか否かについて判断するものとし、その結果、およびその理由その他当該買付等に関する株主の判断に資すると判断する情報を、株主のみなさまに対し情報開示するものとします。

他方、独立委員会は、当初の検討期間終了時まで、上記の判断を行うに至らない場合には、その旨を情報開示したうえで、買付等の内容の検討等に必要とされる範囲内で、検討期間を最長30日間延長することもできることとします。

(iv) DSRルールの改廃等

DSRルールは、2012年7月1日より発効することとし、有効期間は3年間とします。ただし、当社は、有効期間中であっても、DSRルールについて随時、再検討を行い、見直すことがあるものとします。

【独立委員会の詳細】**1. 独立委員会規則の概要**

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3 名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、（1）当社社外取締役、（2）当社社外監査役、または（3）有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、3年間とする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。なお、独立委員会の各委員は、これらの事項を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益をはかることを目的としてはならない。
 - ① D S R ルールの適用対象となる買付等の決定
 - ② 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報の決定
 - ③ 買付等の内容の精査・検討
 - ④ 当社取締役会から買付等に対する代替案が示された場合には、かかる代替案の検討
 - ⑤ 検討期間の延長
 - ⑥ 買付等に対する意見等の開示
 - ⑦ その他 D S R ルールにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑧ 別途独立委員会が行うことができるものと当社取締役会が定めた事項
- ・ 独立委員会は、買付者等から提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対して追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等より、独立委員会から追加提出を求められた情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他、独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 代表取締役は、買付等がなされた場合、その他いつでも、独立委員会を招集することができる。なお、代表取締役は、その他の取締役が求める場合には、独立委員会を招集しなければならない。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数の賛同をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数の賛同をもってこれを行うことができる。

2. 独立委員会の委員のご紹介

寺田 千代乃（テラダ・チヨノ）〔略 歴〕

1947年生まれ

1976年 6月 アート引越センター創業

1977年 6月 アート引越センター株式会社（現アートコーポレーション株式会社）設立、
代表取締役社長（現）

2002年 6月 当社取締役（現）

金田 嘉行（カネダ・ヨシユキ）〔略 歴〕

1933年生まれ

1957年 4月 東京通信工業株式会社（現ソニー株式会社）入社

1986年 1月 ソニー株式会社取締役

1988年 6月 同上常務取締役

1991年 6月 同上専務取締役

1994年 4月 同上取締役副社長

1994年 6月 同上代表取締役副社長

1996年 9月 同上代表取締役副社長関西代表

1999年 6月 同上顧問関西代表

2003年11月 同上顧問

2004年 6月 当社監査役（現）

2006年 4月 ソニー株式会社社友（現）

中谷 巖（ナカタニ・イワオ）〔略 歴〕

1942年生まれ

1991年10月 一橋大学商学部教授

1999年 6月 一橋大学商学部教授退職、ソニー株式会社取締役、当社経営諮問委員（現）

2001年 9月 多摩大学学長

2002年 4月 株式会社U F J 総合研究所（現三菱U F J リサーチ&コンサルティング株式
会社）理事長（現）

2003年 6月 ソニー株式会社取締役会議長

2005年 4月 一橋大学名誉教授（現）

2005年 6月 ソニー株式会社取締役退任

2008年 4月 多摩大学名誉学長（現）

2010年 2月 一般社団法人不識庵理事長（現）

以上

別紙②

【本必要情報】

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含みます。）
- ③ 買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑦ 当社の少数株主との利益相反を回避するための具体的方策

別紙③

【不適切な買付等の要件】

- ① D S Rルールを遵守しない買付等である場合
- ② 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ・ 株券等を買収し、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ・ 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ・ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ・ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ③ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- ④ 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含みます。）が当社の企業価値および株主共同の利益に鑑み不十分または不適切な買付等である場合